

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【公表番号】特表2004-529012(P2004-529012A)

【公表日】平成16年9月24日(2004.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2004-037

【出願番号】特願2003-503909(P2003-503909)

【国際特許分類第7版】

B 2 7 N 3/04

B 2 7 N 3/14

E 0 4 C 2/12

【F I】

B 2 7 N 3/04 C

B 2 7 N 3/14

E 0 4 C 2/12 E

【手続補正書】

【提出日】平成16年2月16日(2004.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

高められた機械的・テクノロジー的特性を有し、長さが少なくとも7.0mであり、
厚さが12mm～50mmであり、比重は湿度が0%の場合に最大で700kg/m³
である、大型の、多層のOS - プレート(1)において、

プレート(1)は、圧接されて結合剤を有するストランド(5)の少なくとも二つの層
(2、4)のから成り、カバー層(2、4)のストランドは、130mm～180mmの
長さと、10mm～30mm幅と、0.4mm～1.0mmの厚みを有しており、かつ、
主負荷方向における曲げ弾性係数は、少なくとも7000N/mm²である、
ことを特徴とする、大型の、多層のOSB - プレート。

【請求項2】

プレート(1)は、少なくとも25mmの厚みを有している、ことを特徴とする請求項
1に記載のOSB - プレート(1)。

【請求項3】

プレート(1)は、28mm～42mmの厚みを有している、ことを特徴とする請求項
2に記載のOSB - プレート(1)。

【請求項4】

プレート(1)は、少なくとも2.60mの幅を有している、ことを特徴とする請求項
1から3のいずれか一項に記載のOSB - プレート(1)。

【請求項5】

プレート(1)は、少なくとも2.80mの幅を有している、ことを特徴とする請求項
4に記載のOSB - プレート(1)。

【請求項6】

プレート(1)は、奇数の層(2、3、4)から成る、ことを特徴とする請求項1から
5のいずれか1項に記載のOSB - プレート(1)。

【請求項7】

プレート(1)は、三つの層(2、3、4)から成る、ことを特徴とする請求項6項に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項8】

外側のカバー層(2、4)は、プレート(1)の長手方向にストランド(5)の優先的な方向性を有しており、かつプレート(1)の中間層(3)のストランド(6)は、認識可能な方位付けなしで方向を定められている、ことを特徴とする請求項1から7のいずれか一項に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項9】

1つおよび/または複数の中間層(3)のストランド(6)は、直接隣接する外側の層(2、4)の目標方向性に対して90°変位された配置を有しており、最大偏差は±30°であることを特徴とする請求項1から8のいずれか一項に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項10】

中間層(3)のストランド(5)は、90mm~180mmの長さを有している、ことを特徴とする請求項1から9のいずれか一項に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項11】

外側のカバー層(2、4)の少なくとも1つのものの厚みは、プレート(1)の厚み全体の少なくとも30%であることを特徴とする請求項1から10のいずれか一項に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項12】

プレート長さは、少なくとも11mであることを特徴とする請求項1から11のいずれか一項に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項13】

結合剤として、尿素-フォルムアルデヒド-接着剤(UF)、メラミン-フォルムアルデヒド-接着剤(MF)、フェノール-フォルムアルデヒド-接着剤(PF)あるいは、イソシアニ酸塩ベースの、あるいはアクリル酸塩ベースの結合剤が使用されることを特徴とする請求項1から12のいずれか一項に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項14】

結合剤として、メラミン-尿素-フォルムアルデヒド-接着剤(MUF)またはメラミン-尿素-フォルムアルデヒド-接着剤(MUFP)が使用されることを特徴とする請求項13に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項15】

結合剤として、請求項13と14に挙げられた結合剤の少なくとも2つからなる混合物が使用されることを特徴とする請求項13または14に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項16】

結合剤の割合は、乾燥質量である木に関する固体である結合剤として計算して、6%~18%である、ことを特徴とする請求項1から15のいずれか一項に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項17】

プレート(1)は、膨潤特性を減少させるためにパラフィンおよび/またはワックスを含んでいることを特徴とする請求項1から16のいずれか一項に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項18】

湿度0%におけるプレート(1)の比重は、最大で650kg/m³であることを特徴とする請求項1から17のいずれか一項に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項19】

プレート(1)は、一体的、かつ、継ぎ目無しに大きい面積を形成し、かつ建築部品(10、20)の一部であることを特徴とする請求項1から18のいずれか一項に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項20】

プレート(1)は、家屋の壁構造の一部を形成し、プレート幅は階の高さに相当し、プレート長さは壁長さに相当する、ことを特徴とする請求項19に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項21】

プレート(1)は、15mまでの長さと2、8mまでの幅を有している、ことを特徴とする請求項19または20に記載のOSB-プレート(1)。

【請求項22】

請求項1から21のいずれか1項に記載の少なくとも2つのOSB-プレート(1)を有する建築部品(20)において、

プレート(1)は、互いに少なくとも部分的に接着されている、ことを特徴とする建築部品。

【請求項23】

プレート(1)は、互いに、全面で、接着されている、ことを特徴とする請求項22に記載の建築部品。

【請求項24】

プレート(1)は、大面積かつ継ぎ目なしに結合されており、少なくとも1つの階を包括的に支持する壁構造を形成する、ことを特徴とする請求項22または23に記載の建築部品(20)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

樹皮を剥がれた松の幹から、約140mmの長さ、10~30mmの間の幅および0.5~0.6mmの間の厚みを有するストランドが形成される。微細材料は、可能な限り、分離される。次の乾燥は、ストランドの水分含有量を3から5%の間の値まで減少させる。接着の前に、ふるい装置によって微細材料割合が減少される。接着は、接着ドラム内で行われ、約7.0重量%（木乾燥質量に関する固体樹脂）のPMDIが混合された。